令和８年（フ）第６４５号
熊本市中央区国府１丁目６番１号　辻崎ビル303、異動前住所熊本市中央区岡田町７番６号　コーポサンヒルズ302
債務者　米満　建志
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１１７号
大分県中津市大字東浜74番地１　フェリーチェＢ　202、前住所大分県中津市大字大塚768番地２　プレセランス中津　101
債務者　芳川　竜弥
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１１９号
大分県中津市大字下宮永531番地３　西野コーポ１号
債務者　清原　辰巳
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第４３０号
宮崎市大字本郷北方4136番地９　ベルシエルメールⅢ201号、前住所宮崎市東大淀１丁目６番13号　グリーンひむか401号
債務者　村田　美夕
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３２号
宮崎市吉村町北原甲1439番地３　シティハイツエル103号
債務者　児玉ヒロミ
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４４０号
宮崎市船塚２丁目182番地１　デナリビル201号
債務者　飯田　未紀
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７４号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目109番地　ラ・プラシード203
債務者　土田　健太
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１８１号
宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎２丁目88番地　コーラルハウス102号
債務者　馬原　正勝
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１８２号
宮崎県延岡市浜町598番地18　甲斐アパート２Ｆ
債務者　弓岡　正行
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第２７３号
青森市桜川２丁目１番12―１号
債務者　佐々木恵徳
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８０号
青森県上北郡横浜町字上イタヤノ木438番地９　第２よこはまハイツ202
債務者　野村　健一
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３４８号
神奈川県厚木市下荻野513番地１　レオパレスメルベーユ参番館107
債務者　齊藤香津美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５２８号
神奈川県平塚市根坂間363番地の１　ドムール平塚第三―401号
債務者　今井　春男
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５３８号
神奈川県厚木市棚沢185番地４　棚沢寮サンライズ柏木101Ａ
債務者　田中　　忠
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第７６５号
広島市佐伯区皆賀４丁目４番25―101号
債務者　田中　祐也
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０９６号
広島県安芸郡熊野町萩原２丁目４番１―208号
債務者　清古　　修
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０３号
広島市佐伯区美の里１丁目９番17―115号
債務者　宍倉　一夫
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部